

公共施設マネジメント推進計画検討会開催要綱

(趣旨)

第1条 公共施設マネジメント基本方針に基づき、住民自治の観点と行政目的ごとの施設の現状、将来予測を踏まえた施設のあり方を明確にし、公共施設等の最適な配置や長期的視点での更新、統廃合、長寿命化等に関する今後の方向性を示す公共施設マネジメント推進計画を策定するため「公共施設マネジメント推進計画検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。

(定義)

第2条 この要綱において「公共施設等」とは、八王子市が所有又は借り上げることにより設置している公用施設及び公共用施設(一部の普通財産を含む)をいい、庁舎等の建築物、公園、下水道等のほか、道路、橋りょう等の土木工作物及び清掃工場、下水処理場等のいわゆるプラント系施設を含むものとする。

(意見を求める事項)

第3条 検討会において意見を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設等の保有の最適化及び長寿命化に関すること
- (2) 公共施設等の効果・効率的な利活用に関すること
- (3) 公共施設等総合管理計画に関すること
- (4) 前各号に付帯する事項に関すること

(開催期間)

第4条 検討会の開催期間は、施行の日から公共施設マネジメント推進計画の策定が終了する日までとする。

(構成)

第5条 検討会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 一般公募市民 2名

(座長及び副座長)

第6条 検討会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、参加者の互選により定める。
- 3 座長は、検討会の進行を行う。
- 4 副座長は、座長が指名する者をもって充てる。
- 5 副座長は、座長の職務を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 検討会は、市長がこれを招集する。

2 市長が必要と認めるときは、検討会に第5条に掲げる者以外のものの出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局及び庶務)

第8条 検討会の事務局は、別表に掲げる職にある者で構成し、検討会の庶務は、行財政改革部行政管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

この要綱は、公共施設マネジメント推進計画策定の日をもって廃止とする。

附 則

この要綱は、平成28年1月4日から施行する。

【別表】

| 職 | 人数 |
|--|----|
| ・ 行財政改革部行政管理課長 ・ 市民活動推進部協働推進課長 ・ 財務部建築課長 ・ まちなみ整備部住宅政策課長 ・ 学校教育部学校教育政策課長 ・ 学校教育部学校複合施設整備課長兼行財政改革部学校施設活用推進担当課長 | 6名 |